

農業用生産資材調達支援事業補助金の申請方法

①農業用肥料及び畜産飼料を購入する。

令和4年4月1日から購入した物が対象となるので、購入した費用が合計で5万円以上となった場合に申請することができます。

なお、補助限度額までは、何度でも申請することができます。

②購入した農業用肥料及び畜産飼料の書類を整備する。

1) 領収書又は支払いを証明する書類

2) 農業用肥料又は畜産飼料の購入の内訳の分かる書類（納品書若しくは購入明細書等）

※書類が整備できない場合は、対象となりません。

③交付申請書兼実績報告書（請求書）を記入する。

別紙の様式第1号「東御市農業用生産資材調達支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）」を記入する。

1) 補助金等交付申請額

⇒購入した物の税抜額にそれぞれの補助率を掛け、1円未満は切り捨ててください。

2) 交付対象区分

⇒該当区分に○を付けてください。なお、認定農業者及び認定新規就農者に該当する方は、販売農家に○を付けなくて結構です。

3) 主な栽培（飼育）品目

⇒売上上位の物を記入してください。

4) 経営面積若しくは飼育頭数

⇒経営面積については、所有及び借地での面積を記入してください。

5) 補助金等の算出基礎

⇒対象経費○○○○○円×補助率○○＝○○○○○円と記入し、別添のとおりと記入してください。

6) 添付資料

⇒添付した書類名を記入してください。

7) 振込先

⇒申請者と振込先の名義を同じにしてください。間違えないように記入ください。

なお、申請者と振込先が同じにならない場合はご相談ください。

④上記①～③が整い次第、市へ申請する。

⑤その他

・交付申請書兼実績報告書（請求書）を提出後、書類等に問題がなければ1月以内に入金いたします
なお、入金通知書は送ρίませんので、振込先の通帳にて確認してください。

・補助金は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに購入した物が対象（申請の受付期限：令和5年3月10日）となりますが、予算がなくなり次第終了となります。

・複合経営により、農作物の栽培と畜産業の両方を経営している農家については、農業用肥料と畜産飼料の両方で申請できます。